平成２９年（フ）第２４６号
函館市美原１丁目９番12―203号
債務者　及川真由美
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２４７号
函館市本通１丁目48番39号
債務者　土門　昌明
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２５０号
函館市美原１丁目22番24号
債務者　片岡　朱美
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４号
北海道二海郡八雲町熊石関内町55番地
債務者　猪股　恭忠
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２９年（フ）第８２号
福岡県京都郡苅田町大字集2542番地（町営住宅城南団地435号）
債務者　濵田　和紀
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
島根県出雲市湖陵町三部923番地１　ヴィアソーレ光105
債務者　影山　　彩
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第１２３２号
さいたま市見沼区大字南中野915番地１　たのし家うれし家
債務者　小川　榮子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２００号
千葉県成田市囲護台1149番地93（ハイムルピナス202）
債務者　山形　　直
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２０６号
千葉県四街道市和良比256番地221
債務者　諏訪美恵子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２３６号
千葉県富里市日吉台５丁目３番地６
債務者　重松　茉里
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２３８号
千葉県八街市滝台1190番地４　荒井食品内
債務者　折本　和江
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２４３号
千葉県印西市平賀1198番地９　エクセルコート202
債務者　鈴木　雅史
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２５１号
千葉県八街市みどり台２丁目12番地５
債務者　押本加奈子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第６５号
新潟県十日町市妻有町西１丁目６番地12
債務者　玉村　秀樹
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
新潟県長岡市幸町１丁目４番17号　コーポ幸203号室、前住所新潟県長岡市水道町４丁目５番28号　ハイツ茜105号室
債務者　金子　泰三
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１４１０号
名古屋市西区中小田井４丁目283番地の１　コーポ中川101号
債務者　小畑　　京
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６０７号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目９番10号　マノアール松橋Ｂ棟101号
債務者　細間　雅伸（旧姓志渡）
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６６６号
札幌市北区麻生町４丁目８番９号　グランステージ麻生Ⅰ―201号
債務者　浜井　勝美
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部